

2004 年度自己評価報告書

目次	2004 年度の所期の目標
	カリキュラムの着実な実施
	教育内容・方法
	FD 活動
	試験・再試験
	入学前指導
	国際貢献型地球市民法曹養成プログラムの採択と具体化
	施設・図書
	研究の活性化

2004 年度の所期の目標

法科大学院開講の年である 2004 年度は、第一に、設置申請で予定された入学者（150 名＝法学未修者 50 名、法学既修者 100 名）を、確実に、かつ、優秀層を確保すること、第二に、設置申請書に記述したカリキュラムを着実に実施することが最大の目標であった。

1 入学者の確保

(1) 2004 年度入試

立命館大学法科大学院の最初の入学試験には前後期あわせて 1787 名（前期 1371 名・後期 416 名）が志願、335 名が合格し、166 名（未修 48 名、既修 118 名）が入学した。過去のデータのない法科大学院入試の取組みの中で、多くの法科大学院が、募集定員を確保するために、補欠や追加合格を出す中、本学では、前期・後期の入試の中で学生を確保し、受験生の地位を不安定にする補欠や追加合格はできるかぎり避ける方針で臨み、受験生に対する進学先決定に当たっての学内奨学金考慮の程度や併願順位などを率直に問うアンケートを実施したり、前期合格者への祝賀と激励の手紙や、施設見学を兼ねた合格者説明会を実施するなどして、定員の 1.1 倍程度の入学者を確保することができた。

立命館大学法科大学院はこの 166 名の学生で出発した。この入学者の内訳を見ると、出身大学では、立命館大学者 51 名（全体の 30.7%。なお、志願者では 18.9%であった）で最も多く、次いで同志社大学 20 名、京都大学 13 名、早稲田大学 13 名、大阪大学と中央大学がそれぞれ 7 名、一橋大学 5 名、関西学院大学と慶應大学、北海道大学が 4 名、東京大学 3 名などである。また、入学者に占める非法学部出身者の割合は 24.1%（40 名）、社会人（既卒者）の占める割合は 74.1%（124 名）であり、平均年齢は 28.5 歳、男女比では 31.3%（52 名）が女性である。なお、学内奨学金受給資格者では、奨学金 A（授業料全額免除：40 名）の受給者が 21 名、奨学金 B の受給者が 36 名であった。

なお、04 年度の入学後の退学者数は 9 名であった。現行私法試験合格による者が 4 名であり、それ以外の理由による者が 5 名であった。

(2) 2005 年度入試

2005 年度入試においては、前後期あわせて 1183 名（前期 939 名、後期 244 名）が志願した。全国的に志願者が前年比 62 パーセントに落ち込む中、前年比 66 パーセントの志願

者を確保できた。なお、1183名は関西4私大では最高の志願者数である。入学試験には327名が合格し、148名（未修50名、既修98名）が入学した。なお、前期試験より試験成績の本人開示のシステムを導入した。

定員には2名満たなかったものの、2年連続で補欠・追加合格を出すことなく入学者を確保できた。入学者のうち20歳代の者が83.1%（123名）を占め、平均年齢が第1期生より2歳若い26.4歳と若年化している。そして、社会人（既卒者）の占める割合は56.8%（84名）と大幅に減少している。なお、学内奨学金受給資格者では、奨学金A受給者が22名、奨学金B受給者が25名であった。

2 カリキュラムの着実な実施と教育目標の達成

第二に、カリキュラムの実施も順調に行われた。各学年の基本目標は、法学未修者（L1 = Law School のL）は、法律基本科目中の講義科目を中心に法の体系・理論の基礎的習得をすること、また、法学既修者（S1 = Shortened 短縮者のS）は、法律基本科目中演習科目を中心に各法の運用能力を高めることである。結果的に、これら法科大学院の中核的な科目の多くでは、6～7割は、A+、A、Bの優秀層を養成できた。また、L1では、全体的にF評価を3つ以上とる層が約2割、S1では1割いたが、再試験後もF評価にとどまった者は、既修者のうち、前期、後期に各1名ずつにとどまり、法学未修者はF評価者ゼロとなり、相当程度の教育上の成果を収めることができた。

今後は、C層の底上げとB層をA層に押し上げることが課題である。また、その他の必修科目として、法科大学院固有の実務基礎科目（リーガル・リサーチ・アンド・ライティング・L1,S1 / 法曹倫理・前期S1、後期L1 / 要件事実と事実認定・前期S1）も開講され、法曹養成教育の基礎学力、法曹志望者にとっての基本的視点も相当程度明確にさせることができた。選択科目である基礎法学・隣接科目、先端・展開科目は、前者は法学未修者、法学既修者の双方が1年次から選択できることもあり、各科目ともそれなりの受講者を確保し、順調に授業が実施された。先端・展開科目については、2004年度は、履修可能層がS1しかおらず、かつ、S1学年殿単位取得の上限36単位との関係で、履修の余裕が少ないため、受講者がゼロないし少人数にとどまった科目も出たが、これは04年度限りの一時的な特殊な状況で、05年度からは、改善される見通しである。

カリキュラムの着実な実施

1 オリエンテーション

円滑な開学を実現するために、次のようなオリエンテーションを行った。ともかく履修登録をし、西園寺記念館での教育、学生生活をスタートさせるのに最低限必要なガイダンス、準備はできたと評価できる。ただし、法学未修者の導入教育的指導については、やや時間的な余裕が必要であったと考えられる。

4/1	木	入学式	14:00	大阪ドーム	
4/2	金	法科大学院新入生歓迎式典	10:00-11:00	末川記念ホール	
		学生証等交付	11:00-12:00	末川記念ホール	
		全体オリエンテーション	13:00-14:30	西園寺101・103	カリキュラム、時間割、履修登録等
		クラス懇談会	15:00-16:30	西園寺各教室	自己紹介中心
		法科大学院入学祝賀パーティー	17:00-19:00	西園寺カフェテリア	
4/3	土	法科大学院教科書販売	15:00-18:00	西園寺	
		TKC利用説明会	10:30-15:00	情報演習室	TKCの操作についての説明
4/5	月	全体オリエンテーション	10:30-12:00	西園寺101・103	履修登録等の手続き
		クラス担任+CA会議	11:00-12:30	西園寺会議室	クラス懇談会の紹介
		クラス懇談会	13:00-14:30	西園寺101・103	学習案内中心
		カリキュラム・アドバイス	15:00-16:30	西園寺教室	履修登録相談
4/6	火	前期授業開始	1限目=9時開始		
		第1回法科大学院教授会	15:00	西園寺会議室	
4/7	水	諸石光熙先生講演会	18:00	西園寺	

2 法律基本科目

初めての経験に伴う試行錯誤

教員側、学生側ともはじめての法科大学院の授業であり、試行錯誤的に進む側面があったことは否めない。しかし、授業アンケートの実施やクラス懇談会などもふまえた試行錯誤であって、改善のための教育実践を行った点に積極的な意義を見出すことができよう。

法学未修者への教育上の困難

全くの法学未修者に1年間で六法科目の基礎を習得させるという課題が、量的にも質的にも思った以上に困難な課題であることが、教員・学生の双方にとっても実感できた。この点を踏まえた教育内容・方法の更なる改善、課題の内容・量への工夫が必要であろう。

入学前準備時期の少なさ

とりわけ、前期は、全く法学を学習してこなかった者が初めて法律学に触れる Semester であり、しかも、今年度入学者にとっては、4年度入学試験が1月、2月に実施、2月、3月に合格発表ということで、入学まで間がなく、十分な入学前の事前準備もできなかった点が、上記の点に影響を与えたと言えよう。

S1生について

現行司法試験受験経験者の多い演習科目中心のS1生の教育上の課題は、法律基本科目について、いかに従来の〈予備校受験勉強型思考様式〉(論点暗記・紋切答案構成型思考)から、〈法曹型思考様式〉(事実から法的问题を発見し、判例・学説を理解して、自分の頭で評価する)に転換させ、いかに後者の力を身につけさせるかにあったと言える。この点で、今回の司法制度改革において〈プロセスとしての法曹養成教育〉がなぜ必要とされたのか、新司法試験の理念として議論されていることはどのようなものかを、入学前説明会や4月のオリエンテーション期、その後の新司法試験の情報提供において、かなり徹底して強調してきたことは、S1生の意識を変える上で一定の成果があったと思われる。

法律文書を書く力の養成 法学未修者はもとより、法学既修者にとっても、法律文書を書く力を養成することが課題であることが、多くのアンケートでも指摘されている。とくに、法学未修者は法的问题、とくに事例問題などについて慣れていないので初期の段階からの訓練が重要である。この観点から、L1用のリーガル・リサーチ・アンド・ライティングの授業内容に、法律文書の構成や書き方を訓練する時間をとることが考えられる。

3 実務基礎科目

実務基礎科目は、理論と実務を架橋する法科大学院の特色ある科目である。それだけに、教員や学生も初めて経験する科目であり、課題の量や質を、どの程度のレベルに設定すべきかの試行錯誤がなされた。実務基礎科目の法曹養成教育にとっての意義付けを明確にしていくことが課題である。

リーガル・リサーチ・アンド・ライティング

結果的に、個々の教員によって、扱う素材や教育方法、課題の量と質の点で、かなり違う部分もあり、中には予習課題の過大さが目立つクラスもあったようである。個々の教員の個性や得意分野に即して最も有効な教育がなされたという側面はあるであろうが、ミニマムな共通目標も一方で明確にしておくことが必要である。とくに、L1クラスの最初の方では、法律文書の書き方などについて指導することが、他の法律基本科目との関係でも検討されるべきであろう。なお、L1クラスでは、入学前の到達度の差異が大きく（法学出身者も19名いる）教育上の困難性が指摘されたが、入門科目として、基礎的なことから着実に身につけさせることが基本目標となろう。

法曹倫理

S1生にとっては、課題の量の点で当初はかなり負担感が感じられたようであるが、前期アンケートを経て、一定の調整がなされ、その点は改善されたと言える。また複数担当教員の役割分担をどうするかが当初は課題であったが、進行しながら次第に明確になっていった点は、今後の運営の円滑化にとって成果であった。

要件事実と事実認定

1,2年次の法律基本科目と3年次前期（L3、S2）の実務総合演習科目をつなぐ実務基礎科目として重要である。答案練習も適宜採り入れ、一定の成果があったと思われる。クラスによって担当教員の説明のわかりやすさや理解度に差異があった。一般的に難解といわれる科目であるだけに、教育方法と教育効果について、更に検討を進めていくことが必要であろう。

法曹英語

随意科目の法曹英語は修了に必要な単位には含まれないので、受講者数が懸念されたが、前期2クラスは、それなりに受講者を集めた。地球市民法曹養成を教育理念とする本法科大学院入学者の志向性を反映していると言え、このような科目をおいたことの意義は大きかったと言える。ただ、受講者の間で英語力に関するレベルや社会経験の差異（英文契約書などを仕事で扱ったことがあるか否かなど）による到達度の相違も目立ったようであり、授業運営に難しさが残った。それを克服するための教育内容・方法の検討が課題である。

4 基礎法学・隣接科目

前期は、「現代法理論」「法の歴史」「ジェンダーと法」「公共政策」、後期は「比較法」「紛争解決と法」「生命倫理と法」「法と心理」「司法制度論」の計9科目全てが開講された。「現代法理論」や「法の歴史」は、法学未修者にとっては、法学入門的な意味もあり、前期科目として配当したことには一定の意義があったと言える。「ジェンダーと法」は、21世紀の法曹養成教育にとって必須と思われる科目でありながら、担当者の確保などとも関連し

て、おいている法科大学院がまだ少ない科目である。本法科大学院では、「女性と人権」を中心としたリーガル・クリニックを開講することもあり、入学者があげる関心分野や将来の専門分野に女性と人権をあげる学生も多いので、前期の科目中では最も受講者が多かった。

先端・展開科目は、授業アンケートでも、ほとんどの科目で満足度9割以上で、100%の科目もあった(「司法制度論」、「比較法」)。選択科目なので、自分の関心に従って選択していることが満足度に反映していると考えられる。法と心理のように受講者が40数名の科目もあったが、2005年度以降、受講者数が増えた場合の教育方法等の工夫も課題となる。単なる教養や学部レベルの講義とは異なる法曹養成教育としての基礎法学・隣接科目の独自の内容・方法はどうか、という点は、更に検討を続ける課題であろう。

5 先端・展開科目

先端・展開科目については、履修登録者がゼロないしごく少数の科目が多かったが、これは今年度先端・展開科目を履修できるのがS1生しかないこと、およびS1生の単位の上限との関連で生じた今年限りの一時的現象と思われ、とくに問題はないと思われる。

なお後期の労働法務は、新司法試験科目であることと、単位の上限があることとの関係で、履修登録者以外の受講者も多かったことへの不満が授業アンケートの一部にあった。S1は単位の余裕が少ないので今年度はやむを得ず事実上の聴講を認めたが、来年度以降は受講者層が増えるので、登録外受講についてはより厳格な対応が必要となろう。

教育内容・方法

1 双方向的な講義・演習の実施

法科大学院では少人数で双方向的な講義・演習を実施することが一般に要請されているが、これは、学生に<考えさせる><理解度確認>による教育と言える。<双方向性>は、授業時間内だけで完結するものではない。予習や復習課題を課し、授業中に答えさせる、課題を提出させることも<双方向性>の実現に含めることができる。

この点で、講義科目、とくに法律基本科目では、双方向的講義を行おうとすると、進度との関連で時間的な限界があるし、また法学未修者の場合、授業中に学生に質問をしても、必ずしも期待した解答が得られず授業進度が停滞してしまうという問題がある。また、授業時間内での双方向性の実現に限界があるので、これを補うために、予習課題・復習課題を増やすと、今度は<過大な課題>という問題が生じる。

他方で、演習については、一定の法的知識のある層で、かつ、法学部出身者がほとんどでゼミなども経験していることから、双方向性は、一定程度達成できたと思われる。但し、<過大な課題>の問題、および、半期の演習で評価C、F層にどれほど力をつけることができたのかという点では課題も残る。再試験の結果、演習で最終的にF評価となったものは、前期後期を通じてゼロであったが、とくに演習でC評価層の底上げが課題である。この点は授業のあり方以外に、フォローアップ課題としても整理が必要である。

2 自学自習スタイルの定着と課題の過大性

法的問題の発見と、法的構成力を養い、高め、また授業を効率的に進行させるために、

学生の予習・復習に関する自学自習が不可欠である。この点で、前期を通じて自学自習スタイルは十分に定着したと思われるが、問題は、各科目の課題の質的量的過大性および、課題の総体としての調整である。

あまりに過大な量の予習課題を出しても、消化不良のまま授業に望み、授業自体の理解も消化不良に陥り、復習をする余裕もなく次に進んでしまうという〈消化不良の悪循環〉に陥ってしまう。また、ひとつひとつの科目の課題量がそれほど多くなくても、各科目をあわせた総体としての量が課題であれば、結局、前述の〈消化不良の悪循環〉が生じてしまう。こうした問題点は、前期アンケートを実施により明かとなったため、前期の後半には課題等の調整により改善が行われた。

3 LET を利用した教育・自習の効率化

双方向的な教育・自習を効率的に進めるために導入した E ラーニングシステムの LET (Law school Education Tool) であるが、前期は、教員にとっても学生にとっても初めての利用なので、まず、活用の仕方をマスターすることが出発点であった。学生に対しては、リーガル・リサーチ・アンド・ライティングの授業を通じて、この点は組織的に対応されたので、とくに問題はなかったと思われる。他方で、教員については、画面の操作や入力の方法などの技術的問題は法科大学院開設前の何回かの研修や、個別の対応によって、ある程度達成できたと思われるが、具体的な科目内容との関係で、LET をどのように活用するのかという点は、科目間、教員間で差異があり、今後の改善が課題である。

4 オフィス・アワーの利用

オフィス・アワーの活用は、前期を通じて、ほとんどなかったという教員が多い。質問はたいいては、授業終了後に教室内で行われるのがほとんどであり、それは、受講しての疑問点をその場で質問するという当然の結果でもあろう。予習や復習の過程での疑問点や、少しまとまった時間をとって学修上の相談をする時間としてオフィス・アワーがとってあるわけだが、その利用が進まない大きな理由は、研究室の敷居が高いと感ずる院生が多いのではないかと推測される。今後は、オフィス・アワーの設置だけでなく学修上の質問や相談、アドバイスなどのために、自分の質問や相談を他人に知られたくない場合の LET 以外のメールの活用、授業懇談会形式などで要望や相談、意見を交流し、アドバイスをするための多様な形態も活用していくことが考えられる。

5 課外研修

後期になって、在学生（主に S1）を対象に、裁判所、検察庁、刑務所等の見学を行った。貴重な体験ができ好評であった。2005 年度は、さらに組織的に取り組むことにしたい。

6 新司法試験について

(1) サンプル問題検討会 12月7日(火)公法、刑事、12月21日(火)民事、1月7日(火)選択科目

2004年11月(法律基本科目)、12月(選択科目)に新司法試験のサンプル問題が公表されたのを受け、学生向けに新司法試験のサンプル問題の検討会を行った。また、新司法

試験の選択科目に相当する立命館大学法科大学院のカリキュラムについての説明会を行った（1月7日）。

（2）サンプル問題への意見書の提出 2005年1月31日

なお新司法試験サンプル問題へのパブリックコメントの募集に際して、各教員からの意見を徴収しまとめたものを立命館大学大学院法務研究科副研究科長・同法務研究科教務委員会委員長名で担当部局に送付した。

7 フォローアップ

（1）概要

04年度の正課でのフォローアップは、法学未修者であるL1、科目は民法、刑法を中心であった。民法、刑法は基本的な実体法であり、民法は民法総則、債権総論、債権各論の基本概念を取り扱い、刑法は刑法総論部分である。これらの基本的部分の理解が不十分であると、民法の他の部分はもとより、商法、民事訴訟法の理解も不十分になってしまう。また、刑法総論の十分な理解なしには、各論や刑事訴訟法の理解も不十分になってしまう。従って、民法、刑法を中心としたフォローアップ体制は、合理的なものであったといえる。

（2）実施体制上の問題点

04年度は、法科大学院開設の年であり、どのようなフォローアップが必要なのか教員自身が手探りで、身をもって体験する必要もあり、専任教員がその実施にあたったが、かなりの時間がとられることも確かであり、今後は、法学部助手やTAの活用等、実施体制の工夫が必要である。

この点でとくに法学未修者に対して、法学部助手・TAに質問受付も対応したが、自分たちと余り年齢が違わない、或は下のTAに対する信頼度がまだ薄いのかその利用はあまり進まなかった。後期は、TA待機の時間帯を工夫するとともに、同一時間に、民法、商法、刑法専攻のTAを配置し、様々な質問に答えられるように工夫したが、それでも利用者は少なかった。来年度のTA業務については、質問受付よりも、特定判例の解説など、積極的なチューターの業務に転換することを検討する。

（3）出席指導について

フォローアップではFC層の受講すべき学生の一部が受講していない例も目立った。今後は、出席についての強い指導も必要となろう。

FD活動

1 クラス懇談会

（1）前期

L1クラス懇談会を4月30日（金）に実施した（13時～14時30分）。

出席者は、教員側：松本克美（教務担当・副研究科長）、和田真一（民法、L1-A組担任、学年主任）、上田寛（刑法、L1-B組担任）、指宿信（LR&W、L1-C組担任）、院生側は、20数名が出席した。授業内容・方法、施設等々に関する要望が出され、その後、授業内容の改善（内容上の工夫、課題の調整等）、施設・環境の改善（プリンターの増設、自習室前の静穏環境確保など）につき一定の対応をした。

(2) 後期

学年別の授業懇談会を行い(12月7日(火)3時限(L1)、4時限(S1)、各学年主任・北村和生(S1)、和田(L1)、教務担当松本)とくに教務に関連する学生の意見・要望について意見交換を行った。情報公開(全科目の授業アンケート結果の公表、全科目の成績分布の公表、授業範囲・内容についてのセメスター開始前の公表)、個々のカリキュラム内容への意見(L1商法の範囲が広すぎるのではないかなど)、教育方法への注文(提出してレポート課題の添削しての返却、同一科目複数クラスでの試験範囲の統一等)など、多様な意見が出された。懇談会の結果は、12月14日の教授会に報告された。

2 教員懇談会

前期は開学直後ということもあり、5月11日(火)教授会終了後、各授業についての情報・意見交換をした。

3 授業アンケート(学生対象)

(1) 前期

5月下旬に開講全科目40科目で実施(英米法は、5月中旬から始まったばかりなので、除外)を行った。アンケート実施後、直ちに回収・コピーして担当者に交付し、授業改善に役立てた。また、教務委員会で分析後、6月8日の教授会に全体的な分析結果概観を報告、7月6日の教授会で、学生向けのアンケート結果発表の文書を検討し、翌日から掲示、LETで公表をした。

(2) 後期

10月25日(月)から11月6日(土)までの2週間にわたり、後期開講の全科目で授業アンケートを行った。アンケートは、実施後直ちに回収・コピーして担当者に交付し、授業改善に役立てた。また、教務委員会で分析後、教授会で分析結果概要を報告した。学生向けには、後期アンケートの全体的な概要と改善課題について要約した文書を作成し、1月26日に教務委員会名で公表した。

4 授業アンケートをふまえた個人面談

6月に、授業アンケート結果をふまえた個人面談を行った。学生個々人の状況・課題を知る上で有益であった。

5 教育フォーラム

下記の要領で3回にわたり、教育フォーラムを開催した。

(1) 第1回・法律基本科目(講義科目)の教育実践 12月14日(火)16:30-18:00

L1 講義科目・民法 (松本)

S1 講義科目・行政救済法(北村)(授業風景のビデオ上映も短時間行う)

それぞれの教育内容・方法について15分程度ずつ、報告がなされた後、質疑がなされた。両方ともパワー・ポイントを使っての授業なので、その効用、授業における双方向性の程度、予習・復習課題の量等を中心に質疑がなされた。

(2) 第2回・法律基本科目(演習科目)の教育実践 1月25日(火)17:00-18:30

科目	報告者
憲法演習	大久保
刑法演習	松宮
民事訴訟法演習	酒井
刑事訴訟法演習	森下

演習科目は同一科目に複数クラスがあるが、教育素材・内容・方法の統一性という点で、科目間の差異があることがわかった（最も統一的に進んでいるのが、憲法演習、刑事訴訟法演習）。具体的な授業の進行については、各クラスの工夫が必要なことはもちろんだが、法科大学院教育における教育の質の担保を考えた場合に、これだけは教育すべしという点にかかわり、ある程度の教材の共通化は必要であろう。また、レポートの添削・返却の有無についても、ある程度の統一的な基本方針を作成すべきであろう。

（３）第３回・実務基礎科目の教育実践 ３月７日（月）18:00-19:30

法曹倫理（岡本）

リーガル・リサーチ・アンド・ライティング（山名）

要件事実と事実認定（黒野）

法曹倫理については、新司法試験科目でないので、とくに S1 生の中で学習に身がはいらない学生がいたのに対して、L1 生は 3 年間でプロセスとしての法曹養成教育を受ける意識が高く、法曹倫理にも興味をもって取り組んでいたという報告がなされた。法科大学院教育の意義についてオリエンテーション等を通じて確認していくことが必要であろう。

リーガル・リサーチ・アンド・ライティング（以下、LR&Wと略）については、法律学をまったく勉強したことがない完全未修者に対して用いる教材選定における困難性が指摘され、L1 では、むしろ後期に担当した方が良いのではないかとの意見も出された。しかし、L1 の LR&W には、むしろ、法情報検索、法律文書の読解、作成についての初歩的知識・スキルを身につけさせるという導入教育の側面があるので、むしろ、現在のように前期に担当することが望ましい。問題は、L1 の中にも法学部出身者がいるなど、LR&W で身につけるスキルレベルでも最初から差異がある点であり、この点の工夫を今後とも追及していくことになる。また、より高度な文書作成能力の養成などについては、演習や実務総合演習でもなされることにはなるが、それとは別に、発展的なライティング科目の導入の是非についても今後の検討課題となる。

要件事実と事実認定については、新司法試験で実体法と手続法を統合した問題が出題されることも予想されており、学生は全体として身を入れて学習しているとの報告がなされた。また、司法研修所で行うようなレベルでの要件事実教育ではなく、基礎的なレベルを着実に教えることの重要性が指摘された。プレゼンテーションソフトの活用とともに、科目の到達目標を明確にした授業進行のあり方は、授業アンケートでも満足度が 100% という結果を裏付けるような報告であった。

（４）小括

今年度は、後期授業もおしつまってきた 12 月から 3 回にわたりフォーラムを行った。いずれも参加者 20 名前後で、活発な質疑もなされ、教育実践の経験交流、教育内容・方法やカリキュラム編成上の課題なども明らかになり、貴重な成果があったと言えよう。

6 教員研修

司法研修所に教員を派遣し、研修を体験した。

13:00-16:30 於:司法研修所(和光市)			派遣
4月26日	月	検察講義	
4月30日	金	刑事裁判起案講評	指宿
5月14日	金	刑事弁護起案講評	生田
6月9日	水	民事裁判起案講評	花立
6月15日	火	民事裁判・民事弁護共通演習	和田

7 各種シンポジウムへの参加

法科大学院教育、新司法試験などにかかわる各種シンポジウムに参加して、知見を広め、意見交流を図ってきた。

* 参加一覧表

2004年度立命館大学法科大学院のFD活動に関わるセミナー、シンポジウム等への参加状況

日付	主催	会議名	出席者
2004/4/1	日本評論社	法科大学院ケースブック「刑事訴訟法」説明会	指宿
2004/6/9	日弁連	刑事訴訟実務に関する意見交換会	森下
2004/6/19	日弁連	新司法試験問題案検討シンポジウム	松宮、和田、品谷
2004/6/29	早稲田大学	早稲田大学臨床法学教育研究所オープン・セミナー	松宮
2004/9/11	日弁連法務研究財団	法科大学院の教員の教え方に関するシンポジウム	松本、田中
2004/12/1	名古屋大学	法曹倫理教育の理念と課題	岡本
2004/12/4	文部科学省	法曹倫理と生命倫理	岡本
2004/12/18	創価大学	法科大学院における要件事実教育研究会	吉川
2004/12/11	法科大学院協会	法科大学院における教育の実際	酒井、岡本
2004/12/10	大学評価・学位授与機構	法科大学院認証評価に関する説明会	和田
2005/1/15	日弁連	新司法試験サンプル問題検証シンポジウム	指宿、酒井、二宮、北村
2005/1/22	早稲田大学他	法科大学院における先進的教育の実践研究セミナー	松本
2005/3/11	日弁連他	法科大学院実務家教員意見交換会	山本、大川、森下、平井
2005/3/12	日本評論社他	法科大学院教育と新司法試験	松本、北村、岡本、平井

印のものは、FD活動の延長上に位置付けられる。科研費による出張、通常の学会出張等は含んでいない。入試説明会は含んでいない。

試験・再試験

1 定期試験

法律基本科目および一定の実務基礎科目次の日程で定期試験を実施した（前期：L1・5科目、S1・6科目／後期：L1・8科目、S1・1科目）。前期定期試験の幾つかの科目で、試験時間中に問題文の訂正があったが、事前のチェックを十分に行うことが必要である。ことに複数担当者が同一試験問題を実施する場合には、出題者任せにするのではなく、複数担当者間での事前のチェックが必要であろう。

なお、試験日程については、授業終了直後に試験があるので、試験勉強をする時間的余裕がないという学生の声も事務室に寄せられたが、再試験日程とも関連して、定期試験日程を動かすことは困難である。学生には当然ながら、日常的な準備が求められるし、教員側の配慮点として、ある程度試験範囲を限定することが必要であろう。

(前期)

7月		L1		S1	
日	曜	時限	科目	時限	科目
28	水		刑法		法曹倫理 要件事実
29	木		憲法		行政法 刑事訴訟法
30	金		民法		民事訴訟法
31	土		刑法		商法演習

(後期)

1月	28	金	商法	L1
			民事訴訟法	
			法曹倫理	
1月	29	土	行政救済法	S1
			刑事訴訟法	
1月	31	月	民法	L1
			民法	
2月	1	火	商法	
			民法	

2 再試験

次の日程で再試験を実施した。学内でははじめての特別な再試験なので、大学院教学委員会での承認を得た。初めて再試験を実施しての問題点として、Cの再試験受験率が低いことを指摘できる。考える理由としては、Cなので、ともかく単位はとれているので、それ以上に勉強する意欲がわからない、或は安心してしまっている、再試験の結果Fに下落する虞れを回避している、そもそも再試験勉強の余裕がないなどが考えられる。

しかし、C評価はこのままでは新司法試験に対応できる十分な力はまだついていないということを示しており、十分な勉強をしておくことが望ましいこと、また、修了要件（法律科目の半分以上がB以上、修了に必要な単位のGPAが2.5以上）との関係では、そのつど、C評価をBに上げておくことが望ましいことから、今後は、さらにC評価者の再試験受験を促進する必要がある。

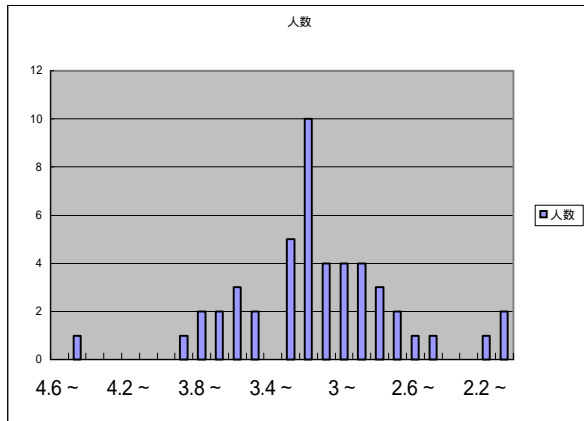
なお、再試験では、Cの場合に7割、Fの場合に98%の受験者が成績評価を上げている。

	前期		後期	
試験最終日	7月31日	土	2月1日	火
成績評価提出期限	8月6日	金	2月7日	月
再試験対象者発表/申請	8月10日	火	2月9日	水
	8月11日	水	2月10日	木
再試験	9月13日	月	3月9日	水
	9月14日	火	3月10日	木
	9月15日	水	3月11日	金

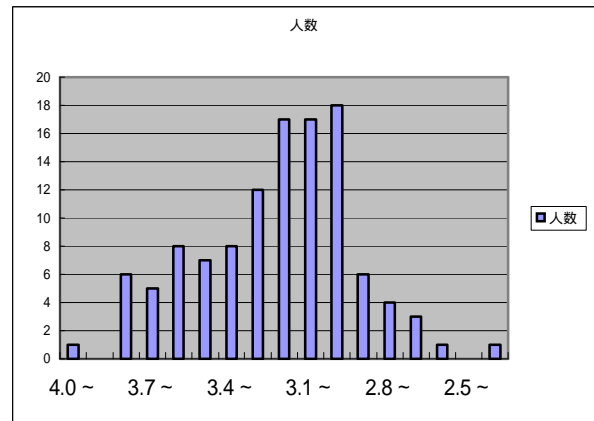
3 成績分布について

L1では、退学者を除き、総合GPA3.4以上の優秀層が11名(23%)、3.0~3.3の中間層が22名(48%)、3.0未満の下位層が12名(26%)、S1では、総合GPA3.4以上の優秀層が35名(31%)、3.0~3.3の中間層が64名(56%)、3.0未満の下位層が15名(13%)であった。

未修(2004年度L1)



既修(2004年度S1)



入学前指導

1 入学予定者への特別講座

前期試験合格者(法学未修者)を対象にした通信添削講座を行った(担当・二宮)。具体的には、五十嵐清『私法入門(改訂版)』を素材に、追加教材とレポート課題を出し、添削・講評して返却するという形で進んだ。2回のスクーリング(12月23日(木)、3月13日(日))も行われ、それぞれ、26名、20名が参加した。

今年度の経験から、まったくの法学未修者にとって4月からの法律専門科目の学習への円滑な導入を図る必要性が痛感されていたので、非常に良い企画となったと言える。

12月23日(木)

- ・「有責配偶者の離婚請求」判例の検討(二宮)
- ・ 刑事法入門(上田)

3月13日(日)

- ・「法人の目的の範囲」判例の検討(二宮)

2 裁判所見学

12月に2回にわたり、前期試験合格者の希望者に対して、実務家教員による裁判所見学ツアーが行われた(12月15日(水)京都地裁・窃盗、傷害事件、引率：岡本、青山、参加者10名、12月20日(月)大阪地裁・覚せい剤事件、引率：段林、岡本、青山：参加者18名)。裁判傍聴の貴重な機会を得るとともに、実務家教員からも貴重な話を聞くことができ、参加者にとっては非常に有意義な企画となった。

3 実務家教員との懇談会

12月18日(土)に、前期入学試験合格者の希望者を対象に、実務家教員との懇談会を持った(参加者：既修者16名、未修者17名。教員：山本、山名、森下、大川、平井、岡

本)。法曹の役割や、法科大学院での授業の様子などを知ることができ、入学意欲を高める点で成果があった。05年度の引き続きの実施を検討する。なお、大阪オフィスの活用も検討する。

国際貢献型地球市民法曹養成プログラムの採択と具体化

文部科学省の平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」のうち、予算規模が大きい「教育高度化推進プログラム」に、「国際貢献型地球市民法曹養成プログラム」として応募し、採択された。

初年度の予算1900万円については、2005年度開講のリーガル・クリニックの準備、ワシントン・セミナーの実施の準備を兼ねたアメリカ調査を中心に予算を滞りなく執行した。

アジア					
	所属	出張先	出張期間	用務	
出口 雅久	法科大学院 教授	海口(中国)	2004.12.4 - 12.5	形成支援PS 中韓法曹養成・法学教育改革調査 「高度法律人材育成と中日韓法学教育改革」国際シンポジウム	
小田 美佐子	法学部 助教授				
LC					
	所属	出張先	出張期間	用務	
山口 孝司	法科大学院 教授	L.A.およびシアトル(アメリカ) ・南カリフォルニア大学 (DV Clinic, Intellectual Property Clinic) ・ワシントン大学 (Legal Clinic) ・Trial Advocacy	2005.2.6 - 2.12	形成支援PS リーガル・クリニック 調査	
酒井 一	法科大学院 教授				
岡本 正治	法科大学院 教授				
和田 真一	法科大学院 教授				
出口 雅久	法科大学院 教授				
LC 女性と人権関係 海外調査					
	所属	出張先	出張期間	用務	
団 長 二宮 周平	法科大学院 教授	ワシントンD.C.及びボストン(アメリカ) ・アメリカン大学 (DV Clinic) ・ジョージタウン大学 (DV Clinic) ・NPO団体他	2005.2.20 - 2.26	形成支援PS リーガル・クリニック 調査	
副団長 村本 邦子	応用人間科学研究科 教授		2005.2.20 - 3.3		
幹 事 松本 克美	法科大学院 教授		2005.2.20 - 2.26		
立石 直子	龍谷大学 講師		2005.2.20 - 3.3		
杉山 暁子	京都市子ども支援センター 非常勤嘱託職員				
桑田 道子	応用人間科学研究科 研修生				
松村 歌子	関西学院大学大学院 研修生				
ワシントンセミナー					
	所属	出張先	出張期間	用務	
大久保 史郎	法科大学院 教授	ワシントンD.C.及びNY(アメリカ) ・アメリカン大学 (Dean他、セミナー実施担当者との実務協議)	2005.2.14 - 2.25	形成支援PS WCLとの ワシントンセミナーに関する協議	
品谷 篤哉	法科大学院 教授		2005.2.18 - 2.25		
田中 恒好	法科大学院 教授				
山田 泰弘	法学部 助教授		2005.2.20 - 2.25		
倉田 玲	法学部 助教授				

施設・図書

1 施設

初年度の教室等の施設条件は以下の表のとおりである。

学生の自習室は163席であり、04年度は全学生に専用のキャレルを配分することができた。05年度は、入学者の増加によりキャレルが不足するが、185席を追加することによって対応することとされた。

[法務研究科法曹養成専攻施設]

区 分	2004年度状況	詳細
【施設】		
講義室	1室(144名収容)、3室(各62名収容)	62名教室のうち1室はサテライト授業が可能。
演習室	3室(各36名収容)	
その他教室		
模擬法廷	1室(52人収容、法廷部分を持つ)	52人収容の講義室として活用。
ラウンド法廷	1室(14人収容)	
リーガルクリニック	1室(内部にある2つの法律相談室において法律相談を行う)	他に待合室(5名)、受付兼事務室、実習学生控室(8名)により構成。
自習室	8室(81名、20名、23名、22名、17名、119名、33名、33名。合計348名)	利用時間 6:30-24:30。届出があれば休暇期間も利用可。
学生用印刷室	1室(約10名収容)	パソコン3台、プリンタ4台、裁断機、大型ホッチキス、穴あけパンチ他印刷・ファイリング関係備品を装備。
ワーキングルーム	1室(14名収容)	院生協議会(学生自治会)の活動のために準備。
ロッカールーム	2室(合計324名分)	
カフェテリア	座席数78席	他に屋外サッカークラウドに32席。
コンピュータコーナー	座席数20席	軽食、談話が可能。
事務室	1室	
会議室	1室(40名収容)	教授会、各種委員会、FD活動等に使用。
学生面談室	1室	専任教員の増加に伴い、教員研究室に転用。以降、学生面談は各教員研究室、教員共同研究室、応接室等で実
図書室	座席数128席(他に情報検索端末席8席)	利用時間 平日9:00-22:00、土9:00-17:00。日祝は休館。
情報演習室	1室(30名収容、パソコン31台)	授業未使用時にオープンパソコンルームとして使用。利用時間 9:00-18:00。
ITラボ	1室	マルチメディア教材の制作、編集等に使用。
教員研究室	35室	専任教員の増加に伴い増設。
教員共同研究室	1室(専用机7名分+12名のミーティングテーブル)	兼任教員のための共同教員研究室。
教員共同準備室	1室	教員ミーティング、簡単な教材準備に使用。教員ラウンジを兼ね
講師控室	1室	兼任教員の控室(専任、兼任も使用)。

2 図書

法科大学院の開設に伴い、法科大学院の建物内にロー・ライブラリーが設けられた。施設としての概要は以下の通りである。

開館時間：平日は9時より22時まで、土曜日は9時より17時まで(日曜閉室)。

座席数：128席。

蔵書数：図書約10,000冊、雑誌約230タイトル。内訳は和書約10,000冊、洋書約130冊、和雑誌184タイトル、洋雑誌48タイトル。他に新聞5タイトル。

データベース数：Web5点、DVD5点。

端末数：8台(ネット用6台、DVD用2台)。

2004年度の収書方針の基本は学生への教育に置かれた。限られた図書予算内で学生への教育を充実させるべく、院生用の予算に加えて教員研究用の図書予算全額を教育用の図書購入に費やした。法科大学院教育の本旨にかなう図書は予算の許す限り購入するとともに、例えば司法試験予備校の発行するテキストについては、学生からの希望があろうとも購入しない方針を維持した。1年間こうした方針で収書を進めた結果、開設当初と比べると、蔵書数および内容の両面で相応に充実してきた。蔵書以外にもDVDによるデータベースや新聞の講読等、ロー・ライブラリー開設後に充実を図った部分は少なくない。また多くの学生が利用できるように、蔵書は禁帯出を除けばすべて当日貸出とした。そのため

他の図書館と比較して資料室や閲覧室、学生自習用スペースとしての性格が強い。ロー・ライブラリーを利用する学生は多く、開館から閉館まで自習に励む学生の姿が見られる。学生からの要望の強い 日曜開館、平日の開館時間の延長、 館外貸出についての検討は引き続き検討課題である。後者については、貸出を当日のみとする限定の解除を求める声も根強く、法科大学院の学生が中央図書館の蔵書を長期間借り出している状況も見受けられる。

研究用施設として眺めた場合、ロー・ライブラリーの課題は多い。2004 年度は教育用図書の実践のために、教員研究用予算も教育用の図書整備に充てる必要に迫られた。こうした状況が続けば、研究はもとより、いずれは教育面にも影響が及ぶので、早期の適切な対応が求められる。

抜本的な対応を検討するのであれば、予算の充実に加え、信頼できる優秀なライブラリアンの採用は不可欠であろう。教育用図書の充実を図ったとはいえ、教員および学生からの希望に基づいて購入した面が強く、今後さらに、専門的な見地から体系的かつ計画的に蔵書整備を進める必要がある。ロー・ライブラリーを現状のように資料室・学生自習用スペースとすべきか、それとも研究を含めた図書館本来の機能を担わせるべきかについては、今後も議論が重ねられよう。

研究

04 年度の法科大学院教員の研究業績は以下の表のとおりである。

1. 著書

<p>生田勝義教授 論文： 「日本における治安法と警察 - その動向と法的課題 - 」立命館法学 292 号 57-79 頁 (立命館大学法学会, 2004 年 3 月) 講演： 「治安と刑事立法 - 刑事法学における人権論の課題 - 」刑事法制委員会夏期合宿, 日本弁護士連合会刑事法制委員会, ウェルティ湯河原 (2004 年 8 月 29 日 ~ 30 日)</p>
<p>市川正人教授 共著書： 『プリメール憲法』(法律文化社, 2004 年 3 月) 『ケースメソッド公法』(日本評論社, 2004 年 4 月) 『現代の裁判 第 3 版』(有斐閣, 2004 年 4 月) 論文： 「アメリカにおける法人の表現の自由」立命館大学人文科学研究所紀要 84 号 63 - 80 頁 (2004 年 3 月) 「マス・メディアの表現・報道の自由の限界」渡辺武達・松井茂記責任編集『メデ ィアの法理と社会的責任』25 - 48 頁 (ミネルヴァ書房, 2004 年 6 月) 「表現の自由と 2 つのポスティング摘発事件」法学セミナー 596 号 62 - 64 頁 (日本 評論社, 2004 年 8 月) 「国民参加と裁判員制度」法律時報 76 巻 10 号 41 - 45 頁 (日本評論社, 2004 年 9 月) 鑑定意見： 「鑑定意見書」後藤国賠訴訟弁護団編『ビデオ再生と秘密交通権 後藤国賠訴訟の 記録』159 - 171 頁 (現代人文社, 2004 年 7 月) 報告記録： 「日本における違憲審査制の軌跡と展開」立命館法学 294 号 104 - 119 頁 (2004 年 9 月) 対談： 共著「公共の福祉と違憲審査基準」上典之ほか編『憲法学説に聞く - ロースクール・</p>

憲法講義 - 』41 - 57 頁 (日本評論社, 2004 年 5 月)

参考人発言:

「統治機構のあり方に関する件(司法制度)」衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会, 衆議院(2004 年 2 月)

研究助成受領:

科学研究費補助金(基盤研究 B)「グローバル化時代の『人間の安全保障』構築に関する憲法学的研究」(研究代表)(継続)

指宿信教授

著書:

編著『インターネット法情報ガイド』(日本評論社, 2004 年 10 月)

翻訳:

共訳デイビッド・ジョンソン『日本における司法制度改革: 警察の所在とその重要性』法律時報 2004 年 2 月号(日本評論社, 2004 年 2 月)

共訳アーノルド・ムーア『XML と立法(上)』法律時報 2004 年年 9 月号(日本評論社, 2004 年 9 月)

共訳アーノルド・ムーア『XML と立法(下)』法律時報 2004 年年 10 月号(日本評論社, 2004 年 10 月)

論文:

「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題: ソフォノー事件調査委員会報告によせて」季刊刑事弁護 38 号 144 頁(現代人文社, 2004 年 4 月)

「わたしのリーガル・リサーチ」「公法・刑法問題編」法学セミナー 2004 年年 8 月号(日本評論社, 2004 年 8 月)

「法情報環境の変容と弁護士の役割 - IT 化の方向性をめぐって」自由と正義 2004 年 10 月号(日本弁護士連合会, 2004 年 10 月)

評釈:

「在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法 50 条, 監獄法施行規則 130 条の規定は, 憲法 21 条, 34 条, 37 条 3 項に違反しないとされた事例」<http://www.tkclax.ne.jp/commentary/index.html> (TKC 社, 2004 年 4 月)

解説:

「サイバー犯罪条約批准および関連法規の改正とネット事業への影響(1 - 5・完)」スキャン・セキュリティ・マガジン 2004 年 4 月号 5 月号(ネットアンドセキュリティ総研株式会社, 2004 年 4 月)

「リーガル・リサーチ&ライティング」ロー・スクール・ジャーナル新司法試験(日本評論社, 2004 年 11 月)

論文座談会:

特集「情報技術と司法制度改革」特集の趣旨、鼎談 法律時報 2004 年 3 月号(日本評論社, 2004 年 3 月)

講演:

「改正法の訴訟法的側面について」「サイバー犯罪条約関連の刑事法等改正に関する公開セミナー」情報ネットワーク法学会, ヤフー株式会社セミナールーム(5 月)

「サイバー犯罪をめぐる法と手続: 条約と国内の動向をめぐって」関西大学大学院講演会, 関西大学大学院生協議会, 関西大学(12 月)

論文座談会:

特集「情報技術と司法制度改革」特集の趣旨、鼎談 法律時報 2004 年 3 月号(日本評論社, 3 月)

解説:

「サイバー犯罪条約批准および関連法規の改正とネット事業への影響(1 - 5・完)」スキャン・セキュリティ・マガジン 2004 年 4 月号 5 月号(ネットアンドセキュリティ総研株式会社, 4 月)

「リーガル・リサーチ&ライティング」ロー・スクール・ジャーナル新司法試験(日本評論社, 11 月)

「サイバー犯罪をめぐる法と手続: 条約と国内の動向をめぐって」関西大学大学院講演会, 関西大学大学院生協議会, 関西大学(2004 年 12 月)

パネリスト:

「取調べの可視化に関する専門家会議」日本弁護士連合会国際人権問題委員会, 外国人記者クラブ(2004 年 1 月)

コーディネイター兼報告:

「サイバー犯罪条約および国内法化の概要と背景」共同研究「サイバー犯罪をめぐ

る現状と課題」, 刑法学会関西支部会, 神戸学院大学 (2004年7月)
「問題提起を兼ねて」パネルセッション「法情報検索教育の現状と課題」情報ネットワーク法学会, 慶応大学三田キャンパス (2004年11月)

その他:

司法制度改革と先端テクノロジー研究会 代表 2004年2月『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』公刊
<http://www.legaltech.jp/teigen200402.pdf>

情報ネットワーク法学会 理事(2004.1-2004.10)副理事長(2004.11-12)

法と心理学会 理事(2004.1-12)

コンピュータ利用教育協議会 理事(2004.1-12)

立命館大学学術助成 2004年度 給付

大久保史郎教授

論文:

「「中間団体」論の視点と課題」立命館大学人文科学研究所紀要 84号 1-18頁 (立命館大学, 2004年3月)

学会報告:

「人権論の現段階」日本公法学会総会, 日本公法学会, 札幌 (北海道大学) (2004年10月)

岡本正治教授

論文:

「弁護士倫理 弁護士の躓きの石」日弁連研究叢書「現代法律実務の諸問題」所収 867-891頁 (第一法規, 2004年7月)

「短期賃貸借廃止と抵当権に関する法律上の諸問題」社団法人大阪土地協会会報 332号 2-15頁 (大阪土地協会, 2004年12月)

報告:

「区分所有建物の売主の瑕疵担保責任及び仲介業者の責任が否認された事例」不動産取引紛争事例等調査委員会, 財団法人不動産適正取引推進機構, 東京 (2004年10月)

「仲介報酬請求権について」関西商事法研究会, 大阪 (2004年10月)

講演:

「訴訟代理人としての倫理」大阪司法書士会, 大阪 (2004年7月)

「不動産取引紛争事例について」大阪府建築都市部建築振興課, 大阪 (2004年11月)

調査:

国土交通省委託調査、「媒介業務の円滑化に関する研究会」座長 (主催、財団法人土地総合研究所、東京、平成16年3月) 「標準媒介契約約款等に関する検討業務」報告書)

北村和生教授

論文:

「行政訴訟制度改革と行政訴訟類型論」法律時報 76巻 1号 98-102頁 (日本評論社, 2004年1月)

「行政訴訟における仮の権利救済」ジュリスト 1263号 68-74頁 (有斐閣, 2004年3月)

「国家賠償における違法と過失」ジュリスト増刊『行政法の争点 [第3版]』78-81頁 (有斐閣, 2004年9月)

判例評釈:

「非公開決定取消訴訟における訴えの利益の消滅」民商法雑誌 129巻 4/5号 679-691頁 (有斐閣, 2004年2月)

「筑豊じん肺訴訟上告審判決」法学教室 290号 126-127頁 (有斐閣, 2004年10月)

教材:

共著 芝池義一・高木光編『ケースブック行政法』325-345頁 (弘文堂, 2004年4月)

学会報告:

「国家補償概念と国家賠償法における違法性」日本公法学会第2部会, 日本公法学会, 北海道大学 (2004年10月)

小松陽一郎教授

著書：

- 共著『最新版 事例解説個人再生 大阪再生物語』(新日本法規, 2004年1月)
共著『知的財産権事典』(丸善, 2004年1月)
共同編著『〔増補版〕 特許・実用新案の法律相談』(青林書院, 2004年2月)
共同編著『意匠・デザインの法律相談』(青林書院, 2004年6月)
共著(編集代表)『デジタルコンテンツ法 上巻・下巻』(商事法務, 2004年6月)
共同編著『一問一答 破産法大改正の実務』(経済法令研究会, 2004年7月)
共同監修『中国特許侵害訴訟の実務』(経済産業調査会, 2004年7月)
共著『要点解説 新破産法』105-121頁(商事法務, 2004年10月)
共著『ケースでわかる 新破産法』105-129頁(金融財政事情研究会, 2004年11月)
共同編著『新破産法Q & A』(青林書院, 2004年12月)
共同編著『新版 一問一答 破産法大改正の実務』(経済法令研究会, 2004年12月)
共著『破産管財手続の運用と書式』(新日本法規, 2004年12月)

論文：

- 「米国特許法上の均等論を適用した事例について」知財ぷりずむ No.17 Vol.2 50-62頁(経済産業調査会, 2004年2月)
「『図書券の利用が可能である』との表示について不正競争防止法上の営業主体混同行為を認めた事例」知財管理 Vol.54 No.2 263~268頁(日本知的財産協会, 2004年2月)
共著(司会)「座談会 大阪発・知的財産権訴訟の歴史と展望」判例タイムズ 1141号4~39頁(判例タイムズ社, 2004年3月)
「自由財産 範囲, 拡張の裁判」金融法務事情 704号76~77頁(金融財政事情研究会, 2004年4月)
「自由財産 実務の運用, 同時廃止」金融法務事情 705号58~59頁(金融財政事情研究会, 2004年4月)
「プロ・パテント政策と独禁法の役割」公正取引 644号44~45頁(公正取引協会, 2004年6月)
「グループ企業内での倒産手続上の種々の機関を渡り歩いて」事業再生と債権管理 105号186~188頁(金融材事情研究会, 2004年7月)
「商品形態模倣行為と独占的販売権者の保護主体性」知財ぷりずむ No.27 Vol.03 20~27頁(経済産業調査会, 2004年12月)

講演：

- 「デジタルコンテンツと知的財産権」立命館大学, 立命館大学創思館(2004年1月)
「権利侵害における権利者側の防御策」土曜パテントセミナー, 日本弁理士会近畿支部, 弁理士会大阪分室(2004年2月)
「並行輸入」日弁連知財研修, 日弁連, 大阪商工会議所(2004年4月)
「最近の職務発明をめぐる判例分析」経営法友会, 大阪証券会館(2004年5月)
「特許権の侵害とその対応 賠償額の高額化現象への対応と迅速な裁判の実現」ブランディ・インターナショナル, 東京三田 NN ホール・新阪急ビル(2004年6月)
「判例から見た強い明細書・弱い明細書」経済産業調査会, 木挽館銀座ビル・大江ビル(2004年9月)

二宮周平教授

論文：

- 「財産分与と年金分割?判例の整理と今後の動向」単著 立命館法学 292号242-289頁(2004年3月)
「家族単位から個人単位へ - 自己決定権からのドメスティック・パートナー法」単著 社会批評社 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編『同性パートナー』66-86頁(2004年7月)
「ジェンダー法学教育の効果 - アンケート調査から」単著 ジェンダーと法 1号44-59頁(2004年7月)
「意見表明と家族・福祉」単著 子どもの権利研究 5号12-19頁(2004年7月)
「財産分与と年金分割?未公表判例の検討と立法の動向」単著 戸籍時報 566号2-14頁(2004年2月)
「戸籍の続柄記載は必要か(2) - 東京地裁平 16・3・2 判決の検討」単著 戸籍時報 568号25-35頁(2004年4月)
「戸籍の続柄記載は必要か(3) - 当面の改正と将来展望」単著 戸籍時報 571号69-83

頁(2004年7月)

「別居・離婚後の親子の交流と子の意思(1)」単著 戸籍時報 574号 2-16頁(2004年9月)

「判例評釈：離婚に伴う財産分与として、夫の退職共済年金の30%を支払うよう命じた事例」単著 判例タイムズ 1144号 96-100頁(2004年5月)

「判例評釈：面接交渉権を行使できる者は、特別の事情がない限り、間接強制により権利の実現を図ることができる」として事例」単著 判例タイムズ 1150号 103-106頁(2004年8月)

「判例紹介：民法900条4号ただし書前段の規定の合憲性」単著 民商法雑誌 129巻 4・5号 735-740頁(2004年)

「不正競争防止法上の営業秘密の保護」日弁連知財研修,日弁連,大阪商工会議所(2004年9月)

「改正破産法全体の手続の改正点」大阪弁護士会,大阪弁護士会館(2004年10月)

「個人情報保護」私立大学連盟西部地区,京都全日空ホテル(2004年11月)

松井芳郎教授

論文:

「グローバル化する世界における「普遍」と「地域」 「大東亜共栄圏」論における普遍主義批判の批判的検討」『国際法外交雑誌』102巻 4号 1-22頁(国際法学会,2004年1月)

“The Principle of ‘Common but Differentiated Responsibilities’” in, Nico Schrijver and Friedl Weiss, eds., *International Law and Sustainable Development* pp.73-96 (Martinus Nijhoff, 2004年8月)

書評:

小寺彰『パラダイム国際法』『書齋の窓』No.539, 42-46頁(有斐閣,2004年11月)

条約集:

共編『ベーシック条約集』(第5版)全1114頁(東信堂,2004年4月)

学会報告:

“Anticipatory or Preemptive Self-Defense and the World Order under the UN Charter” Second International Law Conference, Indian Society of International Law, New Delhi (2004年11月)

講演:

「帝国・アメリカの大統領と国際平和秩序」立命館土曜講座,立命館大学,立命館大学末川記念館(2004年4月)

松宮孝明教授

著書:

『過失犯論の現代的課題』(成文堂,2004年1月)

『刑法総論講義(第3版)』(成文堂,2004年3月)

論文:

「『共謀罪』および国際組織犯罪対策のための刑事立法の動向」法学セミナー590号 60-64頁(2004年2月)

「詐欺罪における不法領得の意思について」立命館法学 292号 304-316頁(2004年3月)

「21世紀における新しい刑法典作成の可能性と条件」犯罪と刑罰 16号 3-26頁(2004年6月)

「刑法における『行為』や『犯罪』とは何だろうか?」現代刑事法 6巻 2号 99-105頁(2004年2月)

「『結果無価値』と『行為無価値』って何?」現代刑事法 6巻 4号 99-106頁(2004年4月)

「生命保護に関する刑法と民法」現代刑事法 6巻 6号 30-36頁(2004年6月)

「『犯罪の体系』って何?」現代刑事法 6巻 8号 118-124頁(2004年8月)

「『因果関係』とか『客観的帰属』って何?」現代刑事法 6巻 10号 102-112頁(2004年10月)

「『不真正不作為犯』って何?」現代刑事法 6巻 12号 110-118頁(2004年12月)

判例研究:

「薬物犯罪を遂行するために共犯者から交付を受けて使用した航空券の価額追徴の可否」法学セミナー591号 121頁(2004年3月)

「特別公務員暴行陵虐罪と被害者の承諾」法学セミナー595号 121頁(2004年7月)

「標示のない時差式信号機がある交差点での右折事故と『信頼の原則』」法学セミナー599号121頁(2004年11月)

松本克美教授

論文：

「環境・公害訴訟と時効・除斥期間」(富井利安編集代表)『環境・公害法の理論と実践』(309-328頁)(日本評論社,2004年9月)

「時効・除斥期間論の現状と課題」法律時報76巻1号37-43頁(2004年1月)

「『国家無答責の法理』と民法典」立命館法学292号317-382頁(2004年3月)

「民法一条の二の可能性 戦後補償訴訟との関連で」法の科学34号152-157頁(2004年8月)

その他：

「戦後補償訴訟と<時の壁> 正義は時を超えないのか」法律時報76巻11号1-3頁(2004年10月)

判批：

「重度身障者の車いす移動に際する介助駅員の一時放置と鉄道営業者の安全配慮義務違反」私法判例リマックス29号54-57頁(2004年7月)

「生命保険金請求権の消滅時効の起算点」法律時報76巻12号89-92頁(2004年11月)

学会報告：

「安全配慮義務概念の拡張可能性 合意なき労働関係及び工事発注者の安全配慮義務論」日本労働法学会,金沢大学(2004年5月)

講演：

「欠陥住宅訴訟の到達点と課題」欠陥住宅関西ネット総会講演,エル大阪(2004年3月)

「欠陥住宅判例の最新動向と課題 建築士の責任の高度化」京都府建築士事務所協会主催講演会,ひとまち交流館京都(2004年7月)

「戦後補償訴訟と<時の壁> 正義は時を超えないのか」愛知学院大学・法学部講演会,愛知学院大学(2004年11月)

「戦後補償訴訟と<時の壁> 正義は時を超えないのか」台湾の元慰安婦を支える会,東京・エポック10(2004年12月)

その他報告：

(コメンテーターとして)「ミニシンポジウム・現代不法行為法学の課題 被侵害利益の公共化をめぐるコメント・民事法学の観点から」民主主義科学者協会法律部会2004年度学術大会・ミニシンポジウム,青山学院大学(2004年11月)

(パネリスト報告)「欠陥住宅訴訟の到達点と課題 阪神淡路大震災後10年」欠陥被害者全国連絡協議会大会シンポジウム,金沢・石川県教育文化センター(2004年11月)

研究助成受領：

2004年度 立命館大学学術助成金「PTSD被害に関する民事責任・時効問題の研究」

安本典夫教授

論文：

「日本の都市政策と都市法制」月刊自治フォーラム平成16年1月号12-17頁(第一法規,1月)

「住民訴訟・新四号訴訟の構造と解釈」立命館法学292号383-424頁(立命館法学会,3月)

「地籍調査の課題と展開の方向」大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収243-264頁(三省堂,12月)

「強制加入制と調査士会の在り方」大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収271-293頁(三省堂,12月)

「先行行政処分後行事実行為の訴訟問題 - 都市計画法上の開発許可と開発行為としての工事を中心に - 」小高剛先生古稀祝賀・現代の行政扮装165-186頁(成文堂,12月)

解説：

「成田新幹線事件 - 新幹線工事実施計画の認可と抗告訴訟」淡路剛久・大塚直・北村喜宣編・別冊ジュリスト171号『環境法判例百選』92-93頁(有斐閣,4月)

逐条解説：

土地家屋調査士法逐条解説47-62条「土地家屋調査士会・土地家屋調査士会連合会」

大阪土地家屋調査士会制度研究会編『土地家屋調査士の業務と制度』所収 116-149頁(三省堂, 12月)

渡辺惺之教授

翻訳:

翻訳ダグマー・ケスター・ヴァルチェン「民事訴訟のヨーロッパ化」阪大法学 53 巻 5 号 223-244 頁(2004 年 1 月)

判例解説:

「外国特許権侵害に基づく差止め・廃棄請求及び損害賠償請求の準拠法」私法判例リマークス 28 号(2004 年下) 154-157 頁(2004 年 2 月)

「合意管轄」国際私法判例百選 172-173 頁(有斐閣, 2004 年 7 月)

「中華人民共和国との間の外国判決承認に関する相互の保証」ジュリスト 1274 号 215 - 219 頁(有斐閣, 2004 年 8 月)

論説:

「国際的な子の引渡紛争と家事調停」大阪家事調停 29 号 31-33 頁(2004 年 3 頁)

「インターネットによる国際的な民事紛争と裁判」高橋和之・松井茂記編「インターネットと法(第 3 版)」297-336 頁(有斐閣, 2004 年 5 月)

「Max Planck 研究所の管轄ルール提案について」季刊・企業と法創造早稲田大学 21 世紀 COE 《企業法制と法創造》総合研究所) 1 巻 3 号 265-277 頁(商事法務研究所, 2004 年 11 月)

学会報告:

「Max Planck 研究所の管轄ルール提案について」早稲田大学 21 世紀 COE 研究会, 早稲田大学(2004 年 2 月)

「知的財産関連外国判決の承認・執行」日韓共同セミナー, 漢陽大学(Seoul)(2004 年 9 月)

「外的地底財産権侵害事件に関する Max Planck Institute 案の検討」早稲田大学 21 世紀 COE 研究会, 早稲田大学(2004 年, 11 月)

2. 海外出張

氏名	期間	出張先	用務
指宿 信	2004.10.12 ~ 10.17	アメリカ合衆国	アメリカ大学ロースクールカンファレンスにおけるスピーチ(研究課長代理)
指宿 信	2005.3.22-3.29	連合王国	連合王国ならびに英領ジャージー島におけるITを利用した司法制度の調査ならびに資料収集
上田 寛	2004.8.17 ~ 8.24	ロシア連邦	国際組織犯罪に関する現地調査および現地研究者との意見交換
大久保 史郎	2005.2.18 ~ 2.25	アメリカ合衆国	形成支援PS、WCLとのワシントンセミナーに関する協議
大久保 史郎	2005.3.22-3.23	大韓民国	東アジア研究の打ち合わせ、ソウル大学法科大学で協議
岡本 正治	2005.2.6 ~ 2.12	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
酒井 一	2005.2.6 ~ 2.12	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
品谷 篤哉	2005.2.18 ~ 2.25	アメリカ合衆国	形成支援PS、WCLとのワシントンセミナーに関する協議
田中 恒好	2005.2.18 ~ 2.25	アメリカ合衆国	形成支援PS、WCLとのワシントンセミナーに関する協議
出口 雅久	2004.12.1 ~ 2.8	中華人民共和国	中国人民大学法学院主催の中国・韓国・日本の法曹養成に関するシンポジウムへの参加・意見交換
出口 雅久	2004.7.9 ~ 9.11	大韓民国	2005年度海外推薦入学試験の面接試験実施
出口 雅久	2004.8.20 ~ 9.5	アメリカ合衆国	ワシントン大学ロー・スクールとの共同研究
出口 雅久	2004.9.19 ~ 9.27	フランス共和国	国際訴訟法学会参加および国際共同研究会打ち合わせ
出口 雅久	2005.2.6 ~ 2.12	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
二宮 周平	2005.2.20 ~ 2.26	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
松井 芳郎	2004.11.13 ~ 11.20	インド	インド国際法協会主催「国際法に関する第2回国際会議」より招聘を受けセッション報告を行う
松井 芳郎	2004.8.15 ~ 8.27	ドイツ連邦共和国、連合王国	国際法協会(ILA)第71回大会への参加および研究上の打合せ・資料収集
松宮 孝明	2004.8.17 ~ 8.24	ロシア連邦	国際組織犯罪に関する現地調査および現地研究者との意見交換
松本 克美	2005.2.20 ~ 2.26	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
水口 憲人	2004.10.14 ~ 10.17	大韓民国	日韓行政学会交流事業として韓国行政学会に団長として参加
安本 典夫	2004.4.30 ~ 5.4	大韓民国	東アジア行政法学会への参加
山口 孝司	2005.2.6 ~ 2.12	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
和田 真一	2005.2.6 ~ 2.12	アメリカ合衆国	形成支援PS、リーガル・クリニック 調査
渡邊 惺之	2004.8.15 ~ 8.27	ドイツ連邦共和国 連合王国	国際法協会(ILA)第71回大会への参加および研究上の打合せ・資料収集
渡邊 惺之	2004.9.3 ~ 9.5	大韓民国	日韓知的財産法・国際私法共同セミナー参加・報告

3. 科学研究費交付状況

研究種目	氏名	交付額(千円)		研究課題名
		直接経費 (研究費)	間接経費	
基盤S	上田寛	17,100	5,130	グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究
基盤B	市川正人	3,000		グローバル化時代の「人間の安全保障」構築に関する憲法学的研究
基盤B	出口雅久	4,800	3,300	国際訴訟と法曹養成
基盤C	三木義一	2,000	2,000	日韓涉外相続課税の理論的・実際的問題点と改革課題の法的研究
基盤C	佐上善和	1,061	800	甲類家事審判事件の審理構造に関する研究

以上